

青山コミュニティハウス利用のきまり

利用者は、譲り合いの気持をもってお互いに仲良く利用し、防災に心がけ秩序を守り、施設及び環境を大切にする。

利用できる時間 午前 9 時～午後 9 時

利用時間区分

午前の部 9 時 ～ 13 時

午後の部 13 時 ～ 17 時

夜の部 17 時 ～ 21 時

※ 但し、準備、後始末・清掃の時間を含む。

休館日

- 1 祝祭日
- 2 8月13日から8月16日まで
- 3 12月29日から1月3日まで

利用手続き等

- 1 利用責任者は、原則として利用日の1週間前までに、直接又は電話で申し込む。但し、初めての利用者並びに随時利用者は利用許可申請書を提出する。
- 2 定例利用団体は上・下半期に分けて所定の様式で一括申し込む。
- 3 利用承認は、原則として申し込み順とする。
- 4 地区自治会の住民・団体の申し込みは、優先する。

利用にあたっての注意事項

- 1 使用責任者は、受付に団体名又は行事名を告げて入館し、使用後は終了時刻と利用人数を記帳する。
- 2 承認された時間内で準備、後始末・清掃をする。終了時刻を厳守する。
- 3 使用の取り消し、変更は速やかに連絡する。
- 4 食事及び飲み物（酒類）を扱う場合は、あらかじめ申し出て了解を得る。
- 5 使用後は後始末・清掃をし、廊下側の戸を開けておく。
- 6 無断で利用場所を変更したり、備品等を使用しない。
- 7 指定場所以外での火気使用、喫煙をしない。
- 8 機器及び施設を毀損した場合は必ず届け出る。（実費弁償を求めることがある）
- 9 食品類及び各自が持ち込んだ菓子箱、瓶・缶その他の容器等は、その日のうちに必ず持ち帰る。
- 10 自動車の乗り入れは、当分の間、1団体3台まで認める。乗り入れが3

台を超える場合は申し出て了解を得る。

禁止事項（違反した場合は、以後の利用を禁止する）

- 1 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為
- 2 営利を目的とした行為

利用料金

定期利用団体の協力費は、月単位で当月の初回利用時に一括納入する。また、利用中止の申し入れは、利用日の5日前までにする。それ以降の中止の場合、該当の利用料を納入し、払い戻しはしない。

	午前の部 9時～午後1時	午後の部 午後1時～午後5時	夜の部 午後5時～午後9時	飲食の場合 の料金加算
和室 A	500円	500円	500円	500円
和室 B	500円	500円	500円	500円
会議室 A	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
会議室 B	500円	500円	500円	500円
講座室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

※ コミュニティハウスの管理運営に関する利用、新潟市関係の公的利用、コミュニティ協議会の利用の場合は全額免除する。コミュニティ協議会に利用料免除申請を提出し、その申請を認めた団体の利用料を免除する。

使用料等

- 1 コピー使用料 モノクロ1回（1枚）5円・カラー1回（1枚）25円
（両面印刷は2回(2枚)として計算）
- 2 憩いの部屋・卓球等施設開放は一人100円（小・中学生無料）
- 3 卓球体操サークルは月額300円、囲碁教室は月額600円

その他

- 1 グループの最小限度の所有物は、許可を得て所定の棚に格納することができる。但し、紛失破損等について責任はもたない。
- 2 冷蔵庫は、館利用時に限り、自由に使用できる。
- 3 上記に定めのない事項は、その都度運営委員会が決定する。

付 則

1. このきまりは、平成16年4月1日より実施する。
2. 平成21年9月4日一部改正し、平成21年10月1日より実施する。
3. 平成22年3月5日一部改正し、平成22年3月5日から適用する。
4. 平成24年4月13日一部改正し、平成24年4月1日に遡り実施する
5. 平成24年12月12日一部改正し、平成24年12月12日より実施する。
6. 平成26年4月8日一部改正し、平成26年4月1日に遡り実施する